



岩井コスモの総合取引約款

(個人のお客様用)

《勧誘方針》

1. 投資勧誘にかかる基本方針

私たち岩井コスモ証券は、つぎの2点を行動の基本としてまいります。

- 証券市場を始めとする金融商品取引市場の仲介機能という極めて重い責任を社会から負託されていることを十分に認識し、お客様の健全な資産形成および市場の公正性に資するため、金融商品取引業務に適用されるすべての法令・諸規則を遵守します。
- お客様の資産運用に対し、適切なアドバイスと取引にかかる説明義務が果たせるよう常に進取の精神をもって業務に関する知識・技能の修得ならびに情報収集に努めます。

2. 適合性の原則の徹底

- 十分にご説明します。
商品をお勧めするに当たっては、お客様の知識、経験、財産の状況、投資目的等を踏まえ、懇切丁寧に、取引のルール、商品内容、リスク内容、売買取引の仕組みやその手続き、並びに手数料その他の費用等の適切な説明に努めます。
- お客様の意向・実情に適合した投資勧誘に努めます。
取引に際して、お客様の名前、住所、投資の目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード」を備え置き、これらを十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めます。

3. 勧誘の方法および時間帯

- お客様に対し、正確な情報とデータに基づく客観的な投資情報の提供に努めます。
- 勧誘に当たりましては、法令や社会規範に従い、お客様の迷惑となる時間帯での勧誘は行いません。電話や訪問の時間について、お客様が特にご要望される場合は、その旨を担当者までお申し付けください。

4. お客様から信頼いただくために

当社では、お客様の期待にお応えするため、従業員の社内教育はもとより、内部管理体制の強化に努めます。

- 十分な社内教育に努めます
金融商品取引法および関係法令・諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、社内教育と内部管理体制の強化に努めます。
- 適切な表示に努めます
勧誘を目的に配布します文書（ホームページ上の表示を含む）については、必ず広告審査担当者が内容の審査を行い、適切な表示が行われるように努めます。
- 健全な社会常識に基づき行動します
資産運用アドバイザーとしての責任と自覚を持ち、健全な社会常識に基

づき行動します。

■ 自己責任原則を徹底します

有価証券の売買等の金融商品取引においては、お客様自身の判断と責任に基づきご発注いただくようお願いしております。

5. 金融商品取引業以外の業務に関する勧誘について

生命保険等金融商品取引業以外の業務に関する勧誘を行う場合には、関係法令および関係業界団体が定める規則に従って投資勧誘を行います。

お取引についてのご質問や、ご不明な点、お気付きの点がございましたら、当社「お客様相談室」までご連絡ください。

お客様相談室（窓口）☎0120-405-546

《最良執行方針》

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」が対象となります。

フェニックス銘柄である株券、及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」はお取扱いしておりません。

2. 最良の取引条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、原則、国内の金融商品取引所市場に委託注文として取り次ぐこととします。ただし、お客様が上記によらない執行方法（当社が直接相手方となる方法、取引所外売買、金融商品取引所市場の立会外売買、VWAP（売買高加重平均価格）取引、PTS（私設取引システム）への取次ぎ等）をご希望される場合には、お客様と合意した方法により注文を執行することといたします。

(1) お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託いたしました注文については、金融商品取引所市場における売買立会の注文受付が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

(2) (1)においては、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次の

とおり行います。

- ① 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
- ② 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店の店頭でご覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。

なお、選定した具体的な内容は、当社ホームページ（<https://www.iwaicosmo.co.jp/>）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。（ただし、当社ホームページへの掲載内容については、当社の作業上、当該銘柄の執行時点で、異なる場合があります。）

- ③ 期限を指定された注文（継続注文）をお受けしている期間中に、上記②における選定金融商品取引所市場が変更された場合であっても、ご指定の期限が到来するまでは、取次ぎ先の金融商品取引所市場の変更は行いません。お客様より取次ぎ先の金融商品取引所市場の変更のご指示をいただいた場合には、変更後の金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- ④ ①又は②により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要と供給が集中しており、取引所外売買等と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引
→ 当該ご指示いただいた執行方法
- ② 投資一任契約等に基づく執行
→ 当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
- ③ 株式累積投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引

→ 当該執行方法

- ④ 端株及び単元未満株の取引（発行会社への買取請求及び買増請求は除きます。）

→ 端株及び単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

- ⑤ 制度信用取引の反対売買（決済）の執行に係る取引

→ 制度上、新規建てと反対売買を同一金融商品取引所市場で行うことが前提となっているため、反対売買を行う時点で選定金融商品取引所市場が変更された場合であっても、新規建てと同一の金融商品取引所市場で反対売買を執行いたします。

- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

個人情報保護方針

私たち岩井コスモ証券は、お客様の個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護方針を策定し、公表いたします。

1. 関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護方針を遵守いたします。

2. 利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

なお、当社における個人情報等の利用目的は、別紙「お客様の個人情報のお取り扱いについて」に記載し、当社の本支店の店頭及びホームページにも掲示しております。

3. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めています。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行ってまいります。

4. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護方

針の適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

5. 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

6. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、下記の窓口までお申し出ください。

【お客様相談窓口】

〒541-8521 大阪府中央区今橋1-8-12

岩井コスモ証券株式会社 お客様相談室

☎0120-405-546（平日9時～17時）

7. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会および一般社団法人金融先物取引業協会の協会員です。両団体では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室

TEL 03-6665-6784 URL <http://www.jsda.or.jp/>

一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室

TEL 03-5280-0881

URL <http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html>

お客様の個人情報のお取扱いについて

- 私たち岩井コスモ証券は、お客様の個人情報を、次の業務に利用させていただきます。
 - 1. 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等）及び金融商品取引業務に付随する業務
 - 2. 保険募集業務、金地金売買業務等、法律により金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
 - 3. その他金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。）
- 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客様の個人情報の利用目的を次のとおり特定させていただきます。
 - 1. お客様に対して、金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービス等のご案内をさせていただくため。
 - 2. お客様に対して、当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービス等のご案内をさせていただくため。
 - 3. 適合性の原則等に照らしたお客様への商品・サービス提供の妥当性を

判断するため。

4. お客様ご本人であること、又はお客様ご本人の代理人であることを確認するため。
5. お客様に対して、お取引結果、お預かり残高などの報告を行うため。
6. お客様とのお取引に関する事務を行うため。
7. 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発を行うため。
8. 信用取引、発行日取引又は有価証券担保貸付等の与信事業のお申込みの際にご提供いただく個人情報については、これらのお取引の開始や継続的なご利用についての判断を行うため。
9. 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された業務を適切に遂行するため。
10. 金融商品取引所が取引の公正な運用及びこれに関連する目的を適切に遂行するため。
11. その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため。
12. 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

なお、当社は、機微（センシティブ）情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報は除きます。）に関する情報）その他の特別な非公開情報は、法令等により許される場合を除き、取得、利用又は第三者提供いたしません。

当社では、お客様のお取引やお問合せ等を正確に把握するため、営業店等でのお客様との電話内容を録音することがあります。あらかじめご了承ください。

- 当社が保有するお客様の個人データにつきまして、開示、訂正等、利用停止等をご希望のお客様は、次のとおりお手続きください。
 1. 開示をご希望のお客様は「保有個人データに関する開示請求書」を、訂正等をご希望のお客様は「保有個人データに関する訂正等請求書」を、利用停止等をご希望のお客様は「保有個人データに関する利用停止等請求書」を、お取引店の窓口にご提出ください。
 2. お申込みにあたっては、お客様ご本人であること、又はお客様ご本人の代理人であることを、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に基づく方法で確認させていただきます。又、代理人の方の代理権は、当社所定の「委任状」のご提出により確認させていただきます。
 3. 開示等の対象となるお客様の個人情報は、住所、氏名、生年月日、お届出印、お客様コード等により、特定させていただきます。
 4. お申込みいただいた開示、訂正等、利用停止等の結果につきましては、書面にてご通知させていただきます。
 5. 開示につきましては、1回あたり「1,000円＋消費税」の手数料を、当社の指定銀行口座へのお振込み、又はお客様の口座のお預り金からのお支払いにより、申し受けます。

○ 共同利用について

当社は、以下のとおり、個人データを共同利用させていただくことがあ

ります。

1. 共同して利用する個人データの項目

- ・お名前、ご住所、生年月日、お電話番号、職業、お取引のニーズ等のお客様に関する情報
- ・お取引内容、お預り残高等のお客様の取引に関する情報

2. 共同して利用する者の範囲

当社および岩井コスモホールディングス株式会社の有価証券報告書等に記載する連結子会社

3. 利用目的

岩井コスモグループの統合的なコンプライアンス、リスクの管理等の経営管理・内部管理を行うため。

4. 当該個人データの管理について責任を有する者

岩井コスモ証券株式会社

上記のほか、お客様の個人情報を共同で利用する場合は、共同利用するお客様の個人情報項目、共同利用者の範囲、利用目的、管理責任者等の所定事項について、あらかじめご本人に通知するか、当社Webサイトなどを通じてお客様にお知らせいたします。

○ 個人情報の主な取得元

当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。

1. 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報
2. 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報や、ご提出いただいた書面もしくは電子データに記載された情報
3. 当社でお客様にお取引していただいた場合の取引情報
4. 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報

○ 外部委託をしている主な業務

当社は業務の一部を外部委託しております。又、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。

1. お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
2. 情報システムの運用・保守に関する業務
3. お客様の口座開設、口座管理に係る事務処理や書類等の保管業務
4. 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務

以 上

■岩井コスモの総合取引約款	1
第1章 総則	
第1節 総則	1
第2節 契約の締結	1
第3節 解約	3
第4節 変更・喪失	5
第5節 報告・連絡	5
第6節 取引注文の受託および執行	6
第7節 その他の通則	8
第2章 有価証券の保護預り	11
第3章 振替決済方式	12
第4章 振込先指定方式	28
第5章 有価証券の累積投資取引等	
第1節 総則	29
第2節 投資信託の累積投資取引	29
第3節 外貨建投資信託の累積投資契約	32
第4節 定時定額買付サービス	32
第6章 国内外貨建債券取引	33
第7章 証券総合口座の取扱	35
第8章 コール取引のご利用	36
第9章 ネット取引のご利用	36
第10章 電子交付サービスの取扱	39
【附則】	41
■外国証券取引約款	42
第1章 総則	42
第2章 外国証券の国内委託取引	43
第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引なら びに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い 	48
第4章 その他の通則	52

■特定口座に係る上場株式等保管委託……………	55
および上場株式等信用取引等約款	
第1章 総則……………	55
第2章 特定口座に係る上場株式等保管委託……………	55
および上場株式等信用取引等	
第3章 特定口座に係る上場株式配当等……………	60
受領委任	
第4章 その他の通則……………	61
■特定管理口座約款……………	62

岩井コスモの総合取引約款

(個人のお客様用)

第1章 総則

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

本約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）と岩井コスモ証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (定義)

本約款において、「総合取引」とは、次の各号の取引（これらを組み合わせた取引を含みます。）の総称をいいます。

- (1) 有価証券の保護預り取引
- (2) 有価証券の累積投資取引
- (3) 有価証券その他当社において取扱う証券から発生する利金・収益分配金等の果実を第5章に定める累積投資取引等へ入金する取引
- (4) 国内外債建債券取引

第2節 契約の締結

第3条 (契約締結に際してのご注意)

1. お客様は、希望するサービスまたは取引の種類、内容に応じて、当社所定の方法により当該サービス、取引を申込みものとします。お客様が申込んだ当該サービス、取引については、お客様の申込みに対して当社が承諾した場合に個別の契約が成立するものとし、お客様は、当該サービス、取引の利用をすることができます。
2. 前項の申込みについて、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従いお客様の本人確認を行うものとし、なお、契約締結後であっても、法令に従い、再度本人確認を行う場合があります。

第4条 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第5条 (総合取引)

1. お客様が当社に対し、当社の定める方法により総合取引を申込み、当社がこれを承諾した場合には、総合取引を行う契約（次条に掲げる有価証券の寄託および振替口座簿への記帳に関する契約を含みます。）が成立し、お客様は、総合取引を行うことができます。

2. お客様は、前項の申込みを行う場合、第10条に定めるお取引コースおよび第4章に定める振込先指定方式の利用の申込みも合わせて行うものとします。
3. 総合取引を行う契約を締結されたお客様は、第2条各号に掲げる取引を行うことができます。
4. お客様は、総合取引開始時には、住所、氏名、生年月日、共通番号等の提出、総合取引に使用する印鑑（以下「総合届出印鑑」といいます。）の届出その他の当社が定める手続きを行うものとします。
また、お客様が、本邦の国籍を有しない場合は、総合取引開始時にその旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類を提出していただくことがあります。

第6条（有価証券の保護預り）

1. お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、第2章に基づく有価証券の保護預り口座を利用することができます。
2. 当社は、有価証券の保護預り口座については、本約款に定めるところによるほか、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）その他の関係法令ならびに振替法に定める保管振替機関（以下「振替機関」といいます。）の業務規程その他の定めに従って取扱います。
3. お客様は、当社が、前項に定める取扱を行うことおよびこれらの法令諸規則、振替機関が講ずる必要な措置、および振替機関の業務処理方法に従うことについて、承諾したものとします。

第7条（振替決済方式）

お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、お客様は第3章に定める取引を振替決済口座において行うことができます。

第8条（有価証券の累積投資取引等）

お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、お客様は第5章に定める取引を有価証券の累積投資口座等で行うことができます。

第9条（国内外貨建債券取引）

お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、お客様は第6章に定める取引を保護預り口座において行うことができます。

第10条（お取引コースの申込み）

1. お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、お客様は、当社が指定する場合を除き、以下のお取引コースのいずれかを選択するものとします。
 - (1) 対面取引
 - ① 担当者によるコンサルティング
 - ② 店舗による各種サービス
 - ③ インターネット（パソコン等）を利用したサービス（以下「プラスネット」といいます。）
 - (2) コール取引
 - ① コールセンターの担当者との間で電話等を利用して行うサービス（以下「コール取引」といいます。）
 - ② プラスネット
 - (3) ネット取引

インターネット（パソコン等）を利用したサービス（以下「インターネットトレード」といいます。）

2. 当社は、お客様に通知することなく、お取引コースの内容を変更することがあり、また当社がお客様に提供するサービス内容および提供方法、ならびに手数料等は、お取引コースごとに当社が定めるものとします。
3. お客様は、対面取引、コール取引、ネット取引のうち、複数のコースを合わせて申込みことはできません。
4. お客様が、お取引コースを変更されるときには、当社所定の方法に従って当社にお届出いただき、当社で変更の可否を判断するものとします。

第11条（取引の名義）

お客様は、契約の締結において次の事項を遵守するものとします。

- (1) お客様の住所、氏名につき、本人確認書類に記載のものと同じのものを使用すること。
- (2) お客様の住所に気付を使用しないこと。
- (3) 取引代金等を出金する場合の受取銀行等の口座名義につき、本人確認書類に記載のものと同じのものを使用すること。

第12条（証券総合口座）

総合取引を行う契約を締結したお客様は、当社所定の方法によりお客様が当社にお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、第7章に定める証券総合口座を利用することができます。

第13条（利金・収益分配金等による投資信託の自動取得取引）

総合取引を行う契約を締結したお客様は、当社所定の方法に従って指定することにより、利金・収益分配金等を自動的にあらかじめ指定された第5章に定める累積投資取引等に入金することができます。

第3節 解約

第14条（解約事由）

1. お客様と当社との契約は、以下のいずれかの事由に該当したときに解約されるものとします。
 - (1) お客様が当社所定の方法により解約を申し出たとき
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき
 - (3) お客様の契約申込みの内容に虚偽があったとき、その他お客様の法令諸規則違反により、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (4) お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると判明し、または社会的公益に反する行為をなす者等これに準ずる者と判明し、当社が解約を申し出たとき
 - (5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (7) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、または虚偽の風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害した場合に、当社がお

お客様に解約を申し出たとき

- (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し解約を申し出たとき
 - (9) 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
 - (10) 当社が第2章の定めに従ってお客様からお預りする証券（以下「保護預り証券」といいます。）等の残高がないまま当社が定める一定期間を経過し、当社が解約すべきと判断したとき
 - (11) 法令に基づく本人確認ができないとき
 - (12) お客様と当社との間の信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、当社が解約すべきと判断したとき
2. 第3章に定める振替決済方式に関して、次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座に振替いただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただくものとします。

- (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合。
- (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載または記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるときまたはお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき。
- (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数、または調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合。

第15条（解約時の取扱い）

お客様と当社との契約が解約となった場合の手続き等は、以下のとおりとします。

- (1) 当社所定の方法により、当該契約によってお預りしている金銭および保護預り証券をお客様に返還しまたはお客様の指定する口座管理機関等へ振替えます。
- (2) 保護預り証券のうち、本券による返却またはお客様の指定する口座管理機関等への振替が困難なものについては、お客様の指示により、決済・換金したうえ、その代金を返還します。

第4節 変更・喪失

第16条（変更・喪失手続）

1. お客様は、各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や氏名、住所、共通番号、勤務先または内部者への該当等の届出事項等に変更がある場合は、速やかに取扱部店に届出るものとします。
2. お客様が総合届出印鑑を喪失したとき、または氏名、共通番号、暗証番号、その他の届出事項を変更するときは、直ちにお客様ご自身がその旨を所定の手続きにより当社に届出るものとします。
3. お客様は、申込書等の記載事項や届出事項の変更手続に際しては、当社の定めるところにより、「印鑑証明書」、「戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）」等の書類をご提出、または「個人番号カード」等をご提示願うことがあるものとします。
4. お客様が、本条に関する届出をした場合は、当社が相当の手続きを完了した後でなければ、お預り金および保護預り証券等の返還ならびにお客様の指定する口座管理機関等への振替等はできないものとします。

第17条（後見開始等の届出）

お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、お客様は、直ちにその旨を取扱部店まで届出るものとし、その際、当社の定めるところにより、証明書類を提出するものとします。

第18条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

第19条（サービス内容等の変更）

当社は、お客様に通知することなく、本約款に定めるサービスの内容を変更（サービスの提供に必要なソフトウェアのバージョン変更を含みます。）できるものとします。

第5節 報告・連絡

第20条（取引報告書）

1. 当社は、お客様の注文にかかる有価証券の売買等の取引が成立したときは、法令諸規則の定めに基づき、遅滞なく、お客様に取引報告書を交付するものとします（累積投資にかかる定期的な売買については、取引残高報告書をもって取引報告書に代えることがあります）。
2. 前項の報告書の交付は、郵送または第10章に定める電子交付によるものとします。

第21条（取引残高報告書等）

1. 当社は、法令諸規則の定めに基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付す

- るものとし、お取引がない場合は、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に交付するものとし、
- 前項の報告書の交付については、前条第2項によるものとし、
 - 当社は、取引残高報告書を交付した後、15日以内にお客様より異議の申し出がなかったときは、お客様はその記載事項すべてについて承認したものとします。お客様が取引残高報告書を受領した後、当社が、お客様に取引残高報告書の記載事項を確認した旨の確認書の交付を依頼したときは、お客様は、これに応じるものとし、
 - お客様は、当社からの報告書や連絡内容等について、取引に関する事項で異議があるときは、速やかに当社のお客様相談室または取扱部店の管理責任者に通知するものとし、
 - 当社は、前各項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家である場合であって、当該お客様からの第1項に定める残高照合のためのご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第22条（その他の連絡事項）

当社は、保護預り証券等について、以下の各号の事項をお客様に通知します。

- 振替法の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が行う振替制度（以下「振替制度」といいます。）によらない保護預り証券（対象が非上場株式である場合を除きます。）について名義書換または提供等を要する場合には、その期日
- 混合保管中の債券について第43条の規定に基づき決定された償還額
- 保護預り証券の最終償還期限
- 残高照合のための報告（ただし、取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告）

第23条（報告・連絡の効力）

当社がお客様の届出住所あてに行った報告、連絡等が、転居、不在その他お客様の事情によって延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したのものとして取扱うことができるものとし、

第6節 取引注文の受託および執行

第24条（受託契約準則の適用等）

- 取引所取引の受注は、当該取引所の定める受託契約準則（以下「受託契約準則」といいます。）に則って行います。
- お客様が、売買の注文を行う場合、天災地変、政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは

は制限、または外貨事情の急変等があるときは、注文執行の停止、または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとしします。

3. お客様が投資信託の売買の注文を行う場合は、前項によるほか、その投資信託の委託会社によって注文受付の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとしします。

第25条（前受金等）

1. 有価証券の売買等の受注は、原則として、あらかじめ買付けの注文に係る約定代金および執行に係る手数料等（以下併せて「買付代金」といいます。）、または売付の注文に係る有価証券（以下「売付有価証券」といいます。）の全部または一部（以下併せて「前受金等」といいます。）をお預りしたうえで行います。
2. 前受金等を全額お預りしていない場合は、取引所取引については受託契約準則に定める時限までに、買付代金または売付有価証券をお預りし、その他の取引については、前項の定めによるほか、当社の定めるところによります。
3. 前各項による買付代金または売付有価証券の受入れが行われない場合は、次の措置をとることがあります。
 - (1) お客様からの預り金を不足金に充当する措置
 - (2) お客様が保有するMRF（マネー・リザーブ・ファンド）のうち、不足金に相当するものを換金して充当する措置
 - (3) お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
 - (4) お客様へのサービス提供を停止する措置
4. お客様が当社に預託する有価証券は、お客様ご本人の所有する有価証券に限ることとしします。

第26条（受注できない場合）

1. 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。
2. 募集または売出しに応じるご注文は、お客様が当該募集または売出しに係る目論見書等を受け取っていることを当社が確認できない場合は、お受けできません。
3. 本章第16条に係る届出があった場合は、相当の手続きが完了するまで、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。
4. 前各項によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。
 - (1) 注文の内容が法令またはこの約款の定めいずれかに反し、または反するおそれがあると当社が判断する場合
 - (2) 売買規制等により、注文を執行できない場合
 - (3) お客様が当社に対する債務の履行を怠っている場合
 - (4) その他、受注することが適当でないものと当社が判断した場合

第27条（有効期間）

有価証券の売買等の注文の有効期間は、その注文を受けた時点以降、当社が定める範囲内でお客様が指定された日までとしします。

第28条（注文内容の明示）

1. 有価証券の売買等のご注文の際は、現物取引と信用取引の別その他取

- 引の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、執行する市場の別その他注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
2. 前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。
 3. 当社が必要と判断したときは、注文書をご提示いただくこととします。

第29条（注文の執行）

1. 有価証券の売買等の注文を受付けた場合は、当社は相当の時間内に執行します。
2. 有価証券の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、当社は、あらかじめお客様に連絡することなく、その注文の執行を取りやめることがあります。
 - (1) 執行するまでに、法令またはこの約款の定めのあるいずれかに反することとなったとき
 - (2) 指値が金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき
 - (3) 公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき
 - (4) 有効期間の途中で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき
 - (5) お客様が当社に対する債務の履行を怠っているとき
 - (6) お客様の口座に当社の立替金がある場合、信用取引の委託保証金不足が発生する場合、または先物・オプション取引の委託証拠金不足が発生する場合
 - (7) 前各号に定めるほか、当社が不適当と判断するとき

第30条（自己責任の原則）

お客様は、本約款の内容を十分に理解し、ご自身の責任と判断において当社との取引を行うものとします。

第7節 その他の通則

第31条（お預り金）

当社は、お客様からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

第32条（金銭の振込）

当社は、お客様があらかじめ届出た本人名義の銀行等の口座以外への振込は行わないものとします。

第33条（諸料金）

1. 当社は、有価証券の保護預り等を行ったときは、当社の定めるところにより、口座開設時およびその後1年ごとにお客様より当社所定の料金をいただくことがあります。
2. お客様が前項の期間の途中で契約を解約された場合であっても当社は、前項の料金はお返ししません。ただし、次の場合には、当社はそれぞれに定める金額をお返しします。
 - (1) 第14条第1項(9)ないし(10)および(12)のいずれかの事由により、前項の期間の途中で解約する場合は、料金計算期間が始まった月から解約が行われた月の前月までに相当する額（月割によります。）を控除した金額
 - (2) 3年または5年を計算期間とする料金（割引料金）をお支払いにな

った場合において、その計算期間の途中で解約されたときは、料金計算期間が始まった月から解約が行われた月までの期間（1年未満の期間は1年に切り上げて年数で計算します。）に相当する額（割引料金で計算します。）を控除した金額

3. 当社が、お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、お客様は、当社の要した実費を当社に支払うものとします。
4. 当社は第5章に定める有価証券の累積投資取引等については、お取引の対象となった有価証券の保管料をいただくことがあります。
5. お客様が、有価証券の券面もしくは金銭の預入れまたは引出しを行う場合またはお客様の指定する口座管理機関等との振替等の取扱いを行う場合は、当社所定の料金をいただくことがあります。
6. 当社が提供するサービスのうち有料のものを、提供開始後にお客様が解約される場合は、当社は、すでにお支払いいただいた料金は、お返ししません。
7. 株券等の名義書換等、新株予約権付社債の新株予約権の行使の取次ぎ、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きの代行および振替口座簿記載事項の証明書等の交付等については、当社所定の手数料をいただくことがあります。
8. 当社は、お客様が本条で定める諸料金を支払わない場合、売却代金等のお客様の預り金があるときは、これを当該未払金に充当することができます。（MRFの残高がある場合には、MRFの換金のお申込みがあったものとして、MRFを換金し、充当することができます。）当社は、当該料金のお支払いがない場合は、保護預り証券等の返還またはお客様の指定する口座管理機関等への振替等の請求には応じないことができます。
9. 振替機関による保管および振替の制度において取扱われる有価証券を振替機関を通じて他社へ振替える場合は、当社は所定の料金をいただくことがあります。
10. 第14条の解約事由に伴い振替株式等の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をいただきます。

第34条（公示催告等の調査の免除）

当社は、保護預り中の有価証券にかかる公示催告の申立ておよび除権決定の確定ならびに保護預り中の株券にかかる喪失登録等について、これらに関する調査および通知は行わないものとします。

第35条（免責事項）

各サービス、取引等によりお客様に損害が生じても、その損害が以下の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。

- (1) 天災地変、政変等による著しい社会秩序の混乱、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖その他の不可抗力と認められる事由により、本約款に定める事項、売買の注文等の執行、金銭および有価証券の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったとき
- (2) 電信または郵便の誤謬または遅延が生じたときまたは金融商品取引所または情報を伝達する機器もしくは機関に生じた当社の責に帰すことのできない不具合を含め、当社の責に帰すことのできない事由が生じたとき

- (3) 当社所定の書面等に押捺された印影を総合届出印鑑の印影と相違ないものと認めて、お預りした金銭を返還し、もしくはお客様の指定する口座管理機関等に振替えたときまたはお預りした有価証券を返還し、もしくは振替機関を通じて他社の口座に振替えたとき
- (4) 当社所定の書面等に押捺された印影が総合届出印鑑の印影と相違するため、お預りした金銭を返還せず、もしくはお客様の指定する口座管理機関等に振替えなかったときまたはお預りした有価証券を返還せず、もしくは振替機関を通じて他社の口座に振替えなかったとき
- (5) 当社が、通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きの依頼がなかったとき
- (6) お預りした有価証券について、お預り当初から瑕疵またはその原因となる事実があったとき
- (7) お預りした有価証券が、お預けいただいた後に除権決定または株券の失効等により無効となったとき
- (8) 当社が第4章の規定に基づき、金銭をお客様の指定預金口座に振り込んだとき
- (9) お客様が、総合届出印鑑を喪失したとき、またはその氏名、暗証番号、その他の届出事項に変更のあった場合に、変更の届出が遅滞なくなされなかったとき
- (10) 当社が、お客様の注文その他の指示をいただいた後、相当の時間内に処理を行ったにもかかわらず、当該時間中に市場価格等が変動したとき
- (11) 本約款の定めに基づいてお客様の注文の執行を取りやめたとき
- (12) お客様が取引注文の取消等を申し込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる当初の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、取引注文の取消等を行うことができなかったとき
- (13) お客様があらかじめ当社に指定した暗証番号およびログインパスワード（以下「暗証番号等」といいます。）またはお客様があらかじめ当社に届出た氏名および口座番号等の当社が定める事項（以下「口座番号等」といいます。）が盗用され、不正に使用されたとき

第36条（法令などの遵守）

1. お取引にあたっては、お客様と当社は、本約款および金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）その他の法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。
2. お客様は、金融商品取引所等が定めた有価証券買付代金等の受渡期日を遵守するものとします。
3. お客様が本条の規定に反した場合または第14条第1項のいずれかの事由に該当した場合、当社は当社が提供するサービス、お客様の注文の受付、預り証券または金銭の引出等を制限することができます。
4. 当社は、お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部または全部が、本約款の各規定により、機構に対して、または、機構を通じて第50条に定める振替株式等の発行者ならびに受託者および他の口座管理機関に提供されることにつき、お客様が同意していただいたものとして取扱います。

第37条（合意管轄）

お客様と当社との間における本約款に定める取引に関する訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第38条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第2章 有価証券の保護預り

第39条（本章の趣旨）

本章は、当社とお客様との間の有価証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第40条（保護預り証券）

1. 当社は、金商法第2条第1項、第2項に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。
2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。

第41条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券については、当社において安全確実に保管し、また当社が定める保管場所にその保管業務を再委託することができます。
- (2) 当社は、金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管するものとします。
- (3) 当社は、保護預り証券のうち、前号に掲げる場合を除く債券または投資信託の受益証券については、特に申し出のない限り、他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管するものとします。
- (4) 当社は前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第42条（混合保管等に関する同意事項）

お客様は、前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につき同意したものとします。

- (1) 当社がお客様よりお預りした証券と同銘柄の証券に対し、お客様は、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
- (2) 当社が、お客様から新たに証券のお預りをするとき、またはお客様にお預りしている証券の返還をするときは、その証券のお預りまたは返還については、当社が同銘柄の証券のお預りをしている他のお客様と協議を要しないこと。

第43条（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い）

当社は、混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第44条（保護預り証券の口座処理）

1. 当社は、保護預り証券を、お客様ごとにすべて同一口座でお預りしま

す。

2. お客様は、金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことができるものとします。この場合、当社が他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行った時にその証券が当社に預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行った時にその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日は、当社は当該証券の振替を行わないものとします。

第45条（担保の設定）

お客様は、当社が認めた場合に限り、当社所定の方法により担保の設定を行うことができます。

第46条（名義書換等の手続きの代行等）

当社は、お客様から依頼があるときは株券等の名義書換、新株予約権付社債の新株予約権の行使の取次ぎ、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

第47条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第43条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）または利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払があるときは、当社がお客様に代わってこれを受け取り、お客様の請求に応じてお支払いします。

第48条（保護預り証券の返還）

1. お客様は、保護預り証券の返還を当社に請求するときは、当社所定の方法により手続きを行うものとします。
2. 当社は、当社が保護預りしている有価証券が、無効（株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、当該発行者が清算決了の登記を行ったとき等）となった場合には、あらかじめ当社が通知のうえ定める日までにお客様から返還の請求がない限り、当該有価証券を破棄する場合があります。

第49条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

1. 当社は、次の場合には前条第1項の手続きをまたずに、お客様から保護預り証券の返還の請求があったものとして取り扱います。
 - (1) お客様が、保護預り証券を売却する場合
 - (2) お客様から、保護預り証券を代用証券に変更する旨の指示があった場合
 - (3) 当社が第47条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合
2. 前項(1)のうち株式投資信託の売却（金額指定で買付可能な銘柄で、累積投資取引は除きます。）については、売却の単位は1千口以上とします。ただし、当初元本1口1万円の株式投資信託については、1口単位とします。

第3章 振替決済方式

第50条（本章の趣旨）

1. 本章は、振替法に基づく振替決済制度において取り扱う有価証券（以

下「振替証券」といいます。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)の利用に関し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするための取り決めです。

2. 本章に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより、以下の(1)については日本銀行を、(2)~(12)については機構を示すものとします。
 - (1) 国債(以下「振替国債」といいます。)
 - (2) 一般債(以下「振替一般債」といいます。)
 - (3) 短期社債等(以下「振替短期社債等」といい、(2)と(3)を総称して「振替一般債等」といいます。)
 - (4) 投資信託受益権(以下「振替投信」といいます。)
 - (5) 株式(以下「振替株式」といいます。)
 - (6) 新株予約権(以下「振替新株予約権」といいます。)
 - (7) 新株予約権付社債(以下「振替新株予約権付社債」といいます。)
 - (8) 「共同組織金融機関の優先出資に関する法律」に規定する優先出資(以下「振替優先出資」といいます。)
 - (9) 投資口(以下「振替投資口」といいます。)
 - (10) 受益証券発行信託の受益権(以下「振替受益権」といいます。)
 - (11) 新投資口予約権(以下「振替新投資口予約権」といいます。)
 - (12) 振替投信のうち機構が定める「株式等の振替制度」により取扱う上場投資信託受益権(以下「振替上場投信」といい、(5)~(12)を総称して「振替株式等」といいます。)
3. 本章における振替一般債等および振替投信の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に、振替上場投信、振替株式等については株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

第51条(振替決済口座)

1. 当社は、お客様の振替決済口座を、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、振替法が定めるところにより、振替国債については種別および内訳区分を、振替一般債等、振替投信および振替株式等については内訳区分を設けます。
3. 前項において、内訳区分には、質権目的となる振替証券の記載または記録をする区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替証券の記載または記録をする区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。
4. 当社は、お客様が振替証券についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録します。
5. 当社は、機構において取り扱う振替証券のうち、当社が定める一部の銘柄について、その取り扱いを行わないことができます。
6. 当社は、当社における振替証券の取り扱いについて、お客様から問合せがあった場合には、お客様にその取り扱いの可否を通知します。

第52条(振替決済口座の開設)

1. お客様は、振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、当社の定める方法により申込むものとします。
2. 当社は、お客様から振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。

3. 振替決済口座は、本約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および振替機関が定める業務規程その他の定めに従って取り扱います。
4. 当社は、本約款の交付をもって、お客様が、振替法その他の法令および振替機関が定める業務規程ならびに振替機関が講ずる必要な措置および振替機関が定める振替業の業務処理方法に従うことにつき同意したものととして取扱います。

第53条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として振替決済口座に振替株式等に係る記載または記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、お客様が同意したものととして取り扱います。

第54条（加入者情報の他の口座機関への通知の同意）

当社は、前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容が、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、お客様が同意したものととして取り扱います。

第55条（共通番号情報の取扱いに関する同意）

当社は、お客様の共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものととして取り扱います。

第56条（発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出）

1. 当社は、お客様が発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次ぎを当社に委託することにつき、お客様が同意したものととして取り扱います。
2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、次のときに、お客様が同意したものととして取り扱います。
 - (1) お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知または個別株主通知のとき
 - (2) お客様が新たに取得した振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替受益権または振替上場投信については、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知または、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のとき

第57条（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同条項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、お客様が同意したものととして取り扱います。

第58条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうち

に振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することがあることにつき、お客様が同意したものととして取り扱います。

第59条（振替の申請）

1. お客様は振替決済口座に記載または記録されている振替証券について、次に定める場合を除き、当社に対し振替の申請ができるものとします。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他の振替機関が定めるもの
 - (3) 振替一般債等の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
 - (4) 振替一般債等の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利金支払期日の前営業日において振替を行うもの
 - (5) 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (6) 振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）内の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (7) 振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (8) 振替投信の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
 - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日
 - ⑥ 償還日翌営業日
 - (9) 振替株式等については、機構の定める振替制限日を振替日とするもの
 - (10) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、次に掲げる事項を当社の定める方法により申込むものとします。
 - (1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替証券の銘柄および金額、口数または数量（以下本章において「数量」といいます。）
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) ① 前号の減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者または受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに(1)の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - ② 前号の記録または記載が、保有欄の譲渡担保にされる場合には、当該株式等についての特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに(1)の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - (4) 振替先口座および直近上位機関の名称
 - (5) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが保有欄か質権欄かの別
 - (6) 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - (7) 振替を行う日
3. お客様は前項(1)の金額または数量については、次のとおり記入するものとします。
 - (1) 振替国債については、その振替国債の最低額面金額の整数倍
 - (2) 振替一般債等については、その振替一般債等の金額の整数倍
 - (3) 振替投信については、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合はその整数倍とします。）
 - (4) 振替上場投信については、1口の整数倍
4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項(4)の記入は必要ないものとします。また、同項(5)については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として記入するものとします。
5. 当社は、お客様が当社に振替証券の買取の請求をされる場合、前各項の手続きを待たずに振替証券の振替の申請があったものとして取扱います。
6. お客様の口座に記載されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利息を取り扱う銘柄以外の銘柄の振替一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨を申し出るものとします。

7. 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権を同項(4)の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権の株主、投資主、受益者もしくは優先出資者の氏名および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第60条（他の口座管理機関への振替）

1. 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができるものとします。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、当該他の口座管理機関が振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないものとします。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、お客様は、あらかじめ当社所定の手続きにより申込むものとします。
3. 当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄が質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡いただくこととします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

第61条（登録質権者となるべき旨の申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をすることができます。

第62条（担保株式等の取扱い）

1. お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替上場投信、振替受益権または振替優先出資について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別受益者または特別優先出資者の申出をすることができます。
2. お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権および担保受益権または株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権および新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をするものとします。
3. お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量ま

たは口数についての記載または記録がなくなったときまたは当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権もしくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたときもしくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権もしくは当該振替新投資口予約権の数についての記載もしくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除につき届出の取次ぎの請求をするものとします。

第63条（担保設定者となるべき旨の申出）

1. お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
2. お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第64条（権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約）

1. 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けした上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。
 - (1) 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする事
 - (2) 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）および本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特

約の定めに従い処理されること

- (3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
 - (4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
 - (5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
 - (6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
 - (7) 第4号および第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
2. 次の各号に掲げる事由がお客様または当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。
- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
 - (3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - (4) 支払を停止したとき
 - (5) 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が発送されたとき
 - (6) 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - (8) 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めたとき
3. 第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。
4. お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社および

当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

5. お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
6. 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客様名および当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）
7. 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第65条（信託の受託者である場合の取扱い）

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載または記録をすることを請求することができます。

第66条（振替先口座等の照会）

1. 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
2. お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
3. お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第67条（抹消手続き）

1. 当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請が行われた場合に

は、当社は、機構が定めるところに従いお客様に代わって手続きをするものとします。

2. 当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替証券について、償還（繰上償還および定時償還を含み、分離利息振替国債にあっては、利子の支払をいいます。）または信託の併合、もしくはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該振替証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当該委任に基づき、機構が定めるところに従いお客様に代わって手続きをするものとします。
3. お客様は、振替上場投信について機構が定める場合には、当社に抹消の申請をすることはできません。

第68条（反対株主の通知等）

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第69条（振替受益権の併合等に係る手続き）

1. 当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
2. 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
3. 当社は、振替上場投信の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第70条（償還金等の代理受領）

当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）、解約金、利金および収益分配金の支払いがあるときは、振替国債においては日本銀行が国庫から、振替一般債等、振替新株予約権付社債においては支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって振替国債においては日本銀行、振替一般債、振替新株予約権付社債においては支払代理人、振替短期社債等においては発行者（支払代理人が選定されている場合には支払代理人）、振替投信においては当該投資信託受益権の受託銀行から、これを受領し、お客様の請求に応じて支払うものとします。

第71条（個別株主通知の取扱い）

お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第3項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができません。

第72条（単元未満株式の買取請求等）

1. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
2. 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
3. お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行うものとし、
4. お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行うものとし、
5. お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行うものとし、

第73条（会社の組織再編等に係る手続き）

1. 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。
2. 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。

第74条（配当金等に関する取扱い）

1. お客様は、金融機関預貯金口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金または分配金（以下本条において「配当金等」といいます。）を受領しようとする場合には、当社に対し、当社所定の方法により発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
2. お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）またはお客様が発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場

合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3. お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、同意したのものとして取り扱います。
 - (1) お客様の振替決済口座に記載または記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - (4) お客様に代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
 - (5) 機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に、発行者が、お客様の受領すべき配当金等を支払ったことを確認次第、当社は、当該配当金等を、お客様の口座に繰り入れること。
 - (6) お客様が次の事項に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。
 - ① 機構に対して、株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金等の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
 - ② 機構加入者
 - ③ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限ります。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者または会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
 - (7) お客様が受領する配当金等について、当社は第4章の振込先指定方式の取り扱いを行わないこと。
4. 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第75条（振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

当社は、お客様からご依頼があるときは、振替受益権について、当社が行うものとされた信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在

する国または地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。なお、当該転換により取得した信託財産については、当社では管理を行わないこともあり、または当社が別に定める規定により管理することがあります。

第76条（振替受益権の信託財産の配当等の処理）

振替受益権の信託財産に係る配当または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。

第77条（振替受益権の信託財産に係る議決権の行使）

振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第78条（振替受益権に係る議決権の行使等）

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第79条（振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等）

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第80条（振替受益権の証明書の請求等）

1. お客様は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている当該振替受益権についての振替法第127条の27第3項に規定する書面の交付を請求することができます。
2. お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

第81条（振替受益権等の発行者への通知に関する同意）

当社は、振替上場投信または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投信の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様に同意いただいたものとして取扱います。

第82条（総株主通知等に係る処理）

1. 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替

投資口にあつては投資主、振替新投資口予約権にあつては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあつては優先出資者、振替上場投信および振替受益権にあつては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

2. 機構は、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、もしくは総受益者通知の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投信にあつては発行者および受託者。以下本条において同じ。）に対し、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の方であると認めるときは、その同一の方に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって通知を行います。
3. 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

第83条（振替新株予約権等の行使請求等）

1. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日または元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
2. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
3. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求および当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日および当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
4. 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求および当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。こ

の場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

5. お客様は、第1項、第2項または第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただいたものとします。
6. お客様は、前項に基づき、振替新株予約権または振替新投資口予約権について新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使または新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただいたものとします。
7. お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間または新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社は直ちに当該振替新株予約権または振替新投資口予約権の抹消を行います。
8. お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

第84条（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

1. 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付し、またはお客様の保護預り口座にてお預りします。
2. 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、お客様が同意したものと取り扱います。

第85条（振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

1. お客様は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第222条第3項に規定する書面の交付を請求することができます。
2. お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはで

きません。

第86条（振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求）

1. お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
2. 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類を交付し、または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

第87条（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に 関する同意）

機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨または株主名簿への記載の制限が行われている場合の外国人である旨もしくは外国人でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することがあることにつき、お客様が同意したものと取り扱います。

第88条（当社の連帯保証義務）

振替機関が振替法に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- (1) 振替証券（分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債を除きます。）の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量または残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替証券の超過分（振替証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金および利金、分配金ならびに債務の支払いをする義務
- (2) 分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振替国債および当該国債と利金の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利金の支払いをする義務
- (3) その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第89条（社債的受益権の取扱に関する規定の読み替え）

本章における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する

「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。)の取扱いは、以下のとおり字句を読み替えるものとします。

・読み替える規定

○読み替えられる字句

●読み替える字句

・第59条（振替の申請）第1項(5)

○利金支払期日

●配当支払期日

・第59条（振替の申請）第3項(2)

○振替一般債等の金額

●社債的受益権の金額

・第70条（償還金等の代理受領）

○償還金（繰上償還金および定期償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ）

●償還金（繰上償還金および定期償還金を含みます。以下同じ）

○（償還金等の代理受領）

●（償還金および配当の代理受領）

・第70条（償還金等の代理受領）

・第59条（振替の申請）第6項

・第88条（当社の連帯保証義務）(1)

○利金

●配当

第4章 振込先指定方式

第90条（本章の趣旨）

1. 本章は、お客様と当社との間で行う振込先指定方式の取扱いに関する取決めです。
2. 前項の「振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下本章において「金銭」といいます。）をお客様があらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。

第91条（指定預金口座の取扱い）

1. お客様の振込先指定方式における指定預金口座は、原則としてあらかじめ当社に届出た口座名義と同一名義とします。
2. お客様が、従前の方式で当社に指定預金口座を届出ている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱うものとします。

第92条（金銭の振込み出金の指示）

1. 本章に基づく金銭の振込みについては、お客様がその都度、当社に指示するものとし、当社は、その指示が、お客様自身からの指示であることを確認することができます。

2. 利金・収益分配金等のうち当社が定めるものについては、あらかじめお客様の振込の指示がある場合には、当社は前項の指示がなくとも指定預金口座に振込むものとします。

第93条（受入書類等）

当社は、前条による振込をする場合には、その都度の受領書等の受入れは行わないものとします。

第5章 有価証券の累積投資取引等

第1節 総則

第94条（本章の趣旨）

本章は、お客様と当社との有価証券（株券を除きます。以下本章において同じ。）の累積投資取引の取決めです。

第95条（定義）

1. 本章において、「累積投資コース」とは、以下の(1)～(4)の取引コースの総称とし、「累積投資取引」とは累積投資コースの取引とします。
 - (1) 公社債投信コース
 - (2) 外貨MMFコース
 - (3) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）コース
 - (4) 株式投信累投コース
2. 本章において、「累積投資契約」とは、外貨の果実等について指定された有価証券を自動的に買い付ける契約をいうものとし、前項の「累積投資コース」とを合わせて「累積投資取引等」といいます。
3. 本章において、「定時定額買付サービス」とは、累積投資取引等のうち、本章第4節に準じて、定時払込金の払込みによる取引を行うものをいいます。

第2節 投資信託の累積投資取引

第96条（申込方法）

1. 当社は前条の(1)ないし(4)の各コースにおいて取扱うことのできる有価証券（以下「取扱有価証券」といいます。）を指定し、お客様は、各コースを選択したうえで当該有価証券（以下「選択有価証券」といいます。）ごとに投資信託の累積投資取引（以下本章において「累積投資取引」といいます。）を申込むものとします。
2. お客様が、前条(1)ないし(4)の累積投資取引を申込む場合、約款、投資信託説明書（目論見書）（以下本章において「目論見書」といいます。）等を受領し、その内容を確認し、当社の定める方法により申込むものとします。ただし、既にMRF等の他の累積投資コースの累積投資取引を締結しているお客様が別のコースの累積投資取引を希望する場合は、選択有価証券を選択したうえで、目論見書等を受領し、内容を確認のうえ申込むものとします。
3. 前項によりお客様が累積投資取引を開始した場合、お客様は受領した目論見書等の内容を確認したうえで、累積投資取引を開始したものとみ

なします。

4. 前条第1項(2)外貨MMFコースの累積投資取引については、前各項の定めその他、外国証券取引口座の設定が必要です。

第97条（金銭の払込）

1. お客様は、選択有価証券の買付にあてるため、その代金（以下本章において「払込金」といいます。）を累積投資口座に払込むものとします。なお、一部の取扱有価証券には、第100条にかかる返還金による他の選択有価証券への払込（以下「投信コース間売買（スイッチング）」といいます。）ができる場合があります。
2. 払込金の金額は、次のとおりとします。
 - ① 公社債投信コースについては5千円以上とします。
 - ② 外貨MMFコースについては1千円以上1円単位とします。
 - ③ MRFコースについては1円以上とします。
 - ④ 株式投信累投コースについては1千円以上とします。
3. 前項は、当社が別に定める払込方法による場合は、適用しないものとします。

第98条（買付方法・時期・価額）

1. お客様から選択有価証券の買付の申込みがあった場合、当社は、選択有価証券の目論見書の定めるところにより、速やかに買付を行います。
2. 前項の買付価額は、選択有価証券の目論見書に記載された価額とし、記載のない事項については、当社所定の方法により行います。
3. 累積投資取引によって買付けられた取扱有価証券の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、選択有価証券ごとに定められた払込期日からお客様に帰属するものとします。

第99条（保管および果実の再投資）

1. 当社は、本契約による取扱有価証券のうち、機構が取扱う投資信託受益権については、振替口座簿への記載または記録により管理します。
2. 前項以外で管理する投資信託受益権については、次の事項にお客様の同意があるものとして取扱います。
 - (1) 累積投資取引によって買付けられた選択有価証券を他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託と混合して保管することがあること。
 - (2) お客様が指定する選択有価証券と同銘柄の投資信託にかぎり、累積投資取引以外によって取得したものを、累積投資取引に基づく投資信託として当社に寄託することができること。
 - (3) 累積投資取引による選択有価証券を、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関に再寄託することができること。また、当社は当該再寄託を大券をもってすることができること。
 - (4) お客様が寄託した選択有価証券と同銘柄の投資信託に対し、お客様が当社に寄託した選択有価証券の額に応じて、お客様は共有権または準共有権を取得すること。
 - (5) お客様が新たに選択有価証券を寄託するとき、または寄託した選択有価証券の返還を受けるときは、同銘柄の投資信託を寄託している他のお客様との協議を要しないこと。
3. 累積投資取引の収益分配金は、お客様に代わり当社が受領のうえ、こ

れをお客様の口座に繰入れて、その全額をもって、前条に準じて買付けを行います。なお、この場合、買付の手数料は無料とし、またお客様があらかじめ返還の請求をした場合は、当社は第100条第3項に従いこれをお客様に返還します。

第100条（返還）

1. 当社は、累積投資取引により、お客様が当社に寄託した選択有価証券または金銭については、お客様からその返還を請求されたときは、当該選択有価証券の目論見書に記載するところから従って返還します。なお、返還の請求が、投信コース間売買（スイッチング）に伴ってなされた場合は、その返還金についてはお客様にお支払することなく、その投信コース間売買（スイッチング）によって買付ける投資信託にかかる買付代金に充当します。
2. 株式投信累投コースの返還については、返還の単位は1千口以上または口座残高全部とします。
3. 第1項の請求は、当社所定の手続きによって行うものとし、当社は当該請求にかかる金銭を所定の手続きにより、お客様に返還します。ただし、選択有価証券の返還は原則として、当社の定める方法により換金し、その代金の返還をもって、選択有価証券の返還に代えるものとします。

第101条（キャッシング（即日引出））

お客様は、MRFコースにおいて、前条の返還請求に基づき次の方法で金銭の即日引出（以下「キャッシング」といいます。）ができます。

- (1) お客様は、MRFの口座の残高に基づき計算した返還可能金額または500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、当該残高を担保に当社より金銭を借り入れることができます。ただし、当社は、お客様の取引状況により、貸出しをしないこともできます。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額＝申込日の所有口数×申込日の前日の基準価額

- (2) 当社は前号のキャッシングの申込日にキャッシングの貸出しによる金銭に相応するMRFコースについて、当該貸出しの担保としてその受益証券に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。
- (3) 当社は、前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的にお客様への貸出し残高全額の返済にあてます。(1)の貸出し金利は、キャッシング貸出し日から当該受渡日の前日までの担保としての受益証券の果実より源泉税相当額を差し引いた金額とします。当該金利は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に、当社が受領します。

貸出金利＝解約口数分の受益証券にかかる貸出日から当該受渡日の前日までの分配金(A)－源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}

なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は、お客様にお知らせしないことがあります。

- (4) お客様は、(2)の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、(2)の換金手続きに基づく金銭と(1)のキャッシングの貸出しによる金銭との差額を、当社に支払うものとします。

第102条（契約の解約）

第14条に定める解約事由の他、選択有価証券が償還され、当該選択有価証券の残高が零となったとき、当社は、当該選択有価証券の契約を解約することができるものとします。

第3節 外貨建投資信託の累積投資契約

第103条（申込方法）

1. 当社は、累積投資契約において取扱うことのできる有価証券を指定し、お客様は、当社指定の方法により累積投資契約を申込みものとします。
2. お客様が、前項の累積投資契約を申込み場合、約款、目論見書等を受領し、その内容を確認し、当社の定める方法により申込みものとします。ただし、既に累積投資契約を締結されているお客様が別の累積投資契約の利用を希望される場合には、当該目論見書等を受領し、内容を確認のうえ、申込みものとします。
3. 前項によりお客様が累積投資契約を開始した場合、お客様は受領した目論見書等の内容を確認したうえで、累積投資契約を開始したものとみなします。

第104条（買付方法他）

お客様より前条の申込みがあった場合、当社は、当該累積投資契約の対象となる有価証券の目論見書等の定めるところにより速やかに買付を行います。

第4節 定時定額買付サービス

第105条（申込方法）

1. 定時定額買付サービスの申込みは、累積投資取引契約を締結している場合に行えるものとします。
2. 当社は、取扱有価証券の中から定時定額買付サービスにおいて取扱うことのできる銘柄（以下、「定時定額買付適格銘柄」といいます。）を指定し、お客様は、当社所定の方法により選択有価証券ごとに定時定額買付サービスを申込みものとします。
3. お客様が前項の定時定額買付サービスを申込み場合、約款、目論見書等を受領し、その内容を確認し、当社の定める方法により申込みものとします。ただし、既に定時定額買付サービスの申込みをされているお客様が別の選択有価証券の定時定額買付サービスを希望する場合には、当該目論見書を受領し、内容を確認のうえ、新たに定時定額買付サービスを申込みものとします。
4. お客様は、前項の方法により定時定額買付サービスの開始を申込み、当社が承諾すると、定時定額買付サービスを利用することができます。
5. 前項によりお客様が定時定額買付サービスを開始した場合、お客様は受領した目論見書等の内容を確認したうえで、定時定額買付サービスを開始したものとみなします。

第106条（定時払込金等の指定）

1. 定時定額買付サービスをお申込みのお客様は、選択有価証券ごとに、定時払込金の払込方法および定時払込金の額を指定したうえ、毎月、その合計額を指定した払込方法で払込むものとします。
2. 定時払込金の額は、公社債投信コースについては5千円以上、株式投信累投コースについては、1千円以上とします。
3. 定時払込金の払込方法は、定時定額買付サービスを申込み際にお客様が指定した、預金口座からの自動引落（提携企業を利用した集金代行含む）、MRF（またはお預り金）からの定時払込の中から選ぶものとします。

第107条（指定内容の変更）

1. 選択有価証券ならびに、定時払込金の額および払込方法は、当社の定める方法で当社に通知することによって変更することができます。
2. 定時払込金の払込みは、当社の定める方法で当社に通知することによって停止することができます。
3. 前項によって停止した払込みを再開する場合には、第105条に準じて、新たに定時定額買付サービスを申込みこととします。

第108条（買付の方法）

1. 当社が定時払込金を受入れた日において、選択有価証券を買付ける申込みがあったものとして取扱います。
2. 前項にかかわらず、選択有価証券の投資信託委託会社が買付の注文の受付を中止し、または取消した場合は、それ以降最初に行付が可能になった日に買付を行います。

第109条（定時定額買付適格銘柄からの除外）

1. 定時定額買付適格銘柄について、次のいずれかの事情が生じた場合は、当社はその銘柄を定時定額買付適格銘柄から除外することができます。
 - (1) 償還されることとなった場合もしくは償還された場合
 - (2) 当社が除外を行うべきものと認める事情が生じた場合
2. お客様の選択有価証券を定時定額買付適格銘柄から除外する場合は、遅滞なく通知します。

第110条（解約事由）

第102条によるほか、次に掲げる事項につき、その選択有価証券については、定時定額買付サービスが停止されるものとします。

1. 選択有価証券が定時定額買付適格銘柄から除外された場合
2. 預金口座からの払込金が所定回数連続して払込まれなかった場合

第6章 国内外貨建債券取引

第111条（本章の趣旨）

本章は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券をいい、募集および売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているものまたは利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。なお、本取引は、当社が受注の可否を判断したうえで取扱うものとします。

第112条（受渡期日）

国内外貨建債券の取引に係る受渡期日は、お客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第113条（国内外貨建債券に関する権利の処理）

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利金および償還金（記名式債券に係る利金および償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払うものとします。ただし、第2章に定める保護預り契約または第3章に定める振替決済方式に基づいて当社に保管している有価証券の利金等の受取方法についての特約には、この国内外貨建債券の利金または償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含まないものとします。
- (2) 前号の支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利金または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (3) 国内外貨建債券に関し新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前2号の規定に準じて処理します。
- (4) 国内外貨建債券のうち転換権付社債の転換権を行使した場合、お客様が指示しないときは、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- (5) 国内外貨建債券に関し、(1)および(3)以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)および(2)の規定に準じて処理します。
- (6) 債権者集会における議決権の行使または異議申立てについては、お客様の指示に従います。お客様が指示しない場合には、当社は、議決権の行使または異議の申立てを行いません。

第114条（外貨の受払い等）

国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第115条（金銭の授受）

1. 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め等のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。
2. 前項の換算日は、売買代金については約定日とし、第113条(1)ないし(5)に定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第116条（報告書等）

国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あてに交付する報告書等については、当社は外国証券取引に使用されるものを用いて取扱うことができ

るものとしします。

第7章 証券総合口座の取扱

第117条（本章の趣旨）

本章は、お客様と当社との間の証券総合口座の取扱いに関する取決めです。

第118条（累積投資口座の設定）

お客様は、証券総合口座の申込時に、第95条第1項に定める累積投資口座を開設するものとしします。

第119条（MRFの自動取得、換金）

MRFの取得の時期、価額および換金については第5章および以下の定めによるものとしします。

(1) お客様の口座に当日他の目的で使用するの金銭残高があることを確認した場合は、従前の取扱いに従うときを除き、別段の指示がない限り、次の区分に応じて当該各号に定める時期に、当該金銭でMRFを取得します。

- ① 営業日の正午までに当該金銭残高を確認した場合
当日
- ② ①に該当しない場合
翌営業日

(2) お客様への金銭の返還、有価証券の買付その他の理由により、お客様の口座において、翌営業日に不足金が生じることが見込まれる場合は、当該不足金に応じた口数またはお客様のMRFの残高（ただし、再投資前の収益分配金を除きます）のうち、いずれか少ない口数のMRFを換金し、代金を当該不足金に充当します。

(3) お客様への金銭の返還、有価証券の買付その他の理由により、お客様の口座において現に不足金が生じた場合は、次の区分に応じ、当該各号に定める額について、第5章101条に定める金銭の貸出（MRFに質権の設定を受けて行うもの）ならびに、質権の設定を受けたMRFの換金および代金の充当を行います。

- ① お客様が第5章101条によって借入れることができる金額が、不足金の額を上回る場合
当該不足金の額
- ② ①に該当しない場合
お客様が第5章101条によって借入れることができる金額

(4) 当社は、お客様の取引状況等によっては、前各号の定めと異なる取扱いをすることができます。

第120条（証券総合口座の解約）

第14条に定める解約のほか、証券総合口座は、MRFコースの契約が解約された場合に、同時に解約されるものとしします。

第8章 コール取引のご利用

第121条（本章の趣旨）

本章は、総合取引を申込んだお客様が第10条に基づいて選択したコール取引について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第122条（コール取引のご利用）

お客様は、次の各号すべてに該当するときに本章に定めるコール取引（プラスネットを除きます。）を利用できるものとします。なお、プラスネットについては、第9章の規定に従い、利用することができます。

- (1) お客様が当社所定の方式により申込み、当社が承諾したとき
- (2) お客様が振替決済口座および保護預り口座を開設したとき
- (3) お客様が振込先指定方式を利用するとき
- (4) お客様がコール取引を利用して信用取引または先物・オプション取引を行う場合を除き証券総合口座のMRFコースの契約を締結したとき

第123条（利用時間）

お客様がコール取引を利用できる時間は、当社が定める時間とします。

第124条（取引の種類）

お客様がコール取引を利用して取引注文を行うことができる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

第125条（取扱銘柄）

お客様がコール取引を利用して取引注文を行うことができる銘柄は、当社が定めるものとします。ただし、金融商品取引所による売買規制等によって当社は当該銘柄を変更することができます。

第126条（注文の受付）

お客様がコール取引を利用して行う取引注文については、当社が注文内容を確認し、その内容についてお客様が異議を留めることなく通話が終了した時に注文の受け付けがあったものとします。

第127条（訂正・取消）

お客様はコール取引を利用した注文の訂正・取消を、当社が定める時間内に限りお客様がコール取引を利用することによって行うことができます。

第128条（注文の照会）

お客様は、当社がコール取引により受付けた売買注文の内容を、コール取引を利用して照会することができます。

第129条（コール取引利用の停止）

当社は、お客様がコール取引をご利用いただくことが不相当と判断した場合には、コール取引の利用を一時的に停止できるものとします。

第9章 ネット取引のご利用

第130条（本章の趣旨）

本章は、総合取引を申込んだお客様が第10条に基づいて選択したネット

取引について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第131条（ネット取引のご利用）

お客様は、次の各号すべてに該当するときに本章に定めるネット取引（プラスネットを含みます。以下同じ。）を利用できるものとします。

- (1) お客様の暗証番号等とお客様が利用時に指定した暗証番号等とが一致したとき
- (2) ネット取引の利用に必要な通信機器、プロバイダ契約、回線契約等（一般のインターネット等を利用するために必要なものすべて）をお客様にて用意されたとき
- (3) お客様が当社所定の方式により申込み、当社が承諾したとき
- (4) お客様が振替決済口座および保護預り口座を開設したとき
- (5) お客様が振込先指定方式を利用するとき
- (6) お客様がネット取引を利用して信用取引または先物・オプション取引を行う場合を除き証券総合口座のMRFコースの契約を締結したとき

第132条（利用時間）

1. お客様がネット取引を利用できる時間は、当社が定める時間とします。
2. 当社は、システム等の障害、補修等により、予告なくネット取引の一部または全部の提供を一時停止または中止することができます。

第133条（取引の種類等）

1. お客様がネット取引を利用して取引注文を行うことができる商品および取引の種類、方法は、当社が定めるものとします。
2. お客様が利用できるプラスネットのサービスは、インターネットトレードサービスのうち、当社が定めるものとします。
3. ネット取引の利用に際して当社が指定する商品および取引については、第10章に定める電子交付を承諾していただくものとします。

第134条（取扱銘柄）

お客様がネット取引を利用して取引注文を行うことができる銘柄は、当社が定めるものとします。ただし、金融商品取引所による売買規制等によって当社は当該銘柄を変更することができます。

第135条（買付代金の前受け等）

1. お客様が、ネット取引において買付注文を発注できる数量は、当社が定める数量または金額の範囲内とし、この数量または金額の計算は、当社の定める方法によって行います。
2. お客様は、ネット取引において売付注文を発注するに先立って、あらかじめ売付ける有価証券を当社に預託するものとします。なお、有価証券の預託があったとする時点は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。
3. ネット取引による成行注文の約定等により不足額が生じた場合、お客様は受渡日まで不足額を入金するものとします。

第136条（情報利用の制限）

1. お客様は、ネット取引により得た情報を第三者に利用させる目的で複製または加工することはできません。また、ネット取引により得た情報および内容を第三者に漏洩しまたは他と共同して利用することはできま

せん。

2. お客様は、ネット取引により得た情報をお客様自身のためにのみ利用するものとし、お客様の暗証番号等または口座番号等を第三者に利用させ、または譲渡することはできません。

第137条（注文の受付）

お客様がネット取引を利用して行う取引注文については、お客様ご自身が注文入力後の確認画面等で入力内容を確認後送信し、当社がそれを受信した時をもって注文の受け付けがあったものとします。

第138条（注文の執行）

当社は、お客様ご自身が注文入力後の確認画面等で入力内容を確認後送信し、当社がそれを受信し注文を執行したときには、その注文内容がお客様自らの意思に基づくものとみなします。

第139条（訂正・取消）

お客様はネット取引を利用した注文の訂正・取消を、当社が定める時間内に限りお客様がネット取引を利用することによって行うことができます。

第140条（注文の照会）

お客様は、当社がネット取引により受付けた売買注文の内容を、ネット取引を利用して照会することができます。

第141条（ネット取引利用の停止）

1. お客様はネット取引の利用に際し、第三者による不正利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、遅滞なく当社に連絡し、インターネットトレードの利用停止など必要な処置を申し出るものとします。
2. 当社は、お客様のネット取引の利用に際し、第三者による不正利用またはそのおそれがあると判断した場合は、通常行われる連絡手段によりお客様に通知するとともに、お客様のネット取引の利用を一時的に停止することができるものとします。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合は、お客様へ事前に通知することなくネット取引の利用を一時的に停止できるものとします。
3. 当社は、お客様がネット取引をご利用いただくことが不適当と判断した場合には、ネット取引の利用を一時的に停止できるものとします。

第142条（取引内容等の確認）

ネット取引の利用にかかる注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様がネット取引利用時に入力されたデータの記録内容に従って処理するものとします。

第143条（手数料・情報料）

1. 第33条に定める事項のほか、ネット取引の手数料・情報料は当社が定める金額とし、お客様は、当社が別途定める方法で当社へ入金するものとします。
2. すでにお支払いいただいた手数料および情報料は、中途解約された場合を含め、いかなる理由でも返却しません。ただし、情報料を前払いした月の前月末日までに中途解約した場合は、この前払いした情報料は返却するものとします。

第144条（免責事項）

1. 第35条に定める事項のほか、当社は、次に掲げる事項によって生じる

お客様の損害について、その責を負わないものとします。

- (1) 通信回線もしくは機器の瑕疵もしくは障害または第三者による妨害等により、ネット取引が利用できなかった場合またはネット取引の利用に不具合を生じた場合
 - (2) お客様がご利用になっている端末等の不正な取り扱いにより、注文が執行され、または執行されなかった場合
 - (3) お客様が必要な確認を怠ったために、注文が執行され、または執行されなかった場合
 - (4) 第三者を通じたネット取引の利用等、その他当社の責に帰すことができない事由により損害が発生した場合
2. ネット取引の情報の内容に誤謬または欠陥があり、これによってお客様に損害が発生した場合でも、当社および情報提供元に故意または重大な過失がないときは、当社および情報提供元はその責を負わないものとします。
3. 通信回線または機器その他の通信手段に、当社の故意または重大な過失によらない障害または瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務または解決する義務を負わないものとします。
4. 当社は、ネット取引における回線の混雑を理由として生じた取引に関する損害について、その責を負わないものとします。

第10章 電子交付サービスの取扱

第145条（本章の趣旨）

本章は、お客様へ交付する書面について、書面の交付に代えてインターネット等を通じて当該書面に記載すべき事項を提供する方法により交付し、また、当社がお客様からの書面の徴収等に代えて当該事項をインターネット等により提供を受けるサービス（以下本章において「本サービス」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

第146条（定義）

本章における各用語の意義は以下のとおりです。

- (1) 「電子交付」とは、当社がお客様への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項をインターネットにより提供することをいいます。
- (2) 「顧客ファイル」とは、当社のホームページ内の特定のページ等に設けたお客様の用に供されるファイルをいいます。
- (3) 「閲覧ファイル」とは、当社のホームページに設けたファイルであって、同時に複数のお客様の閲覧に供するために書面の記載事項を記録させるファイルをいいます。
- (4) 「電子交付書面」とは、取引報告書等金商法、投資信託および投資法人に関する法律等において規定されている交付書類を含め、当社が定める書面とします。

第147条（書面の電子交付による交付方法）

本章により当社が行う電子交付は、インターネットを通じて顧客ファイルに記録された記録事項をお客様の閲覧に供する方法、インターネットを

通じて閲覧ファイルに記録された記録事項をお客様の閲覧に供する方法により行います。

第148条（書面の電子交付による交付方法の留意点）

1. 当社は、お客様に対して、当社が定める書面について電子交付書面が閲覧できる旨の通知を行うものとします。
2. 当社は、同意に関する事項を顧客ファイルに記録するものとします。
3. 電子交付書面の掲載期限は、5年間とします。ただし、法令等の定めのある場合は、その定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。

第149条（確認事項）

お客様は、以下の全てに該当する場合にのみ本サービスを利用できるものとします。

- (1) 第131条で定めるインターネットトレード契約を行っていること
- (2) 顧客ファイルまたは閲覧ファイルの記録を出力することにより、当該書面の作成が可能であること
- (3) 顧客ファイルまたは閲覧ファイルに記録された記録事項を閲覧できること
- (4) 他のお客様とメールアドレスを共有しないこと

第150条（申込方法）

お客様は、当社の定める方法で本サービスを申込みものとします。なお、お客様は、本サービスの申込みにあたり、当社にお届出のパスワード等により申込みものとし、当社は当該申込みを確認できたものに限り、本サービスの提供を行うものとします。

第151条（承諾）

1. お客様は、本サービスを申込みときは、あらかじめ当社が提示した次に掲げる事項について承諾するものとします。
 - (1) 当社ホームページ等に掲載する書面の種類
 - (2) 第147条に定める電子交付の方法
2. 当社は、電子交付書面に新たな書面が追加された場合、当該書面についてその追加時点以降に限り、本サービスを適用するものとします。

第152条（サービスの停止）

1. 当社は、お客様から第150条の申込みまたは第151条の承諾を撤回する旨の申し出があったときは、本サービスの提供を停止します。ただし、当該お客様が再び第151条の承諾のうえ第150条の申込みを行った場合は、当社は本サービスの提供を申込み時点以降に限り、再開するものとします。
2. 当社は、前項の本サービスの停止期間については、前項の再開後についても電子交付を行わないものとします。
3. 第14条に定める事由のほか、当社は、当社の全てのお客様に対し本サービスを提供しないこととした場合、本サービスを停止できるものとします。

第153条（電子メール）

本章前各条の定めにかかわらず、当社は、当社が定めた書面について、お客様に同意いただいた場合、書面の記載事項を電子メールを利用してお客様の使用するパソコン等に送信する方法により電子交付を行うことができます。

第154条（免責事項）

第35条に定める事項のほか、次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負わないものとします。

- (1) 何らかの事由により本サービスの全てもしくは一部分の提供が不可能となった場合
- (2) 通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等
- (3) お客様が、暗証番号等その他のお客様において管理すべき情報の管理を怠ったことに起因する顧客ファイル内容の漏洩等
- (4) お客様が第149条各号のいずれかに該当しないこととなったこと

【附 則】

第1条（有価証券に係る預り証の取扱い）

1. 振替法の施行日以降、当社がお客様に対し発行している有価証券に係る預り証は無効として取扱います。
2. 当社が、前項の預り証の返却を依頼したときには、お客様はこれに応じるものとします。

第2条（合併にともなう特則）

平成24年4月30日以前に岩井証券株式会社にて証券総合口座を開設されたお客様につきましては、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) 振込先指定方式を申込まれていないお客様につきましては、第5条第2項、第74条第3項(7)、第4章、第122条(3)、第131条(5)等の振込先指定方式に関する各規定は、これを適用しないものとします。
- (2) MRF口座を開設されていないお客様につきましては、第5条、第7章、第122条(4)、第131条(6)のMRFに関する各規定は、これを適用しないものとします。
- (3) 口座開設時に印鑑届を提出されていないお客様につきましては、当社の定める方法によりお客様が届け出られた印影を届出印鑑としてお取り扱いいたします。

以 上

2021年5月

外国証券取引約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

1. 本約款は、お客様と岩井コスモ証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様は、以下の外国証券の取引および保管の委託については、本約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、下記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買および信用取引により貸付を受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。また、外国証券については金商法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。
 - (1) 外国証券の国内金融商品取引所市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）
 - (2) 外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）
 - (3) 外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）
 - (4) 外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託
3. 本約款に定めのない事項については、「岩井コスモの総合取引約款」等他の約款および諸法令の定めるところによります。

第2条（外国証券取引口座による処理）

お客様との間で行う外国証券の取引に関しては、当社は、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管、金銭の授受その他の取引のすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

第3条（遵守すべき事項）

1. お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令ならびに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会および決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項および慣行に従うものとします。
2. お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国または地域（以下「国等」といいます。）の諸法令および慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従う

ものとしします。

第2章 外国証券の国内委託取引

第4条（外国証券の混合寄託等）

1. お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとしします。当社は、当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は、諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、お客様の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとしします。
2. 当社は、寄託証券を、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとしします。ただし、当該寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えるものとしします。また振替証券は次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振替え、当該数量を記載または記録するものとしします。
3. 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。
4. お客様は、第1項の寄託または記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとしします。

第5条（寄託証券に係る共有権等）

1. 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券および他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。
2. 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記録または記載した時に移転します。

第6条（寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却または交付）

1. お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合または寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、または当社の指定する口座に振替えた後に、売却し、またはお客様に交付します。

2. お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第7条（上場廃止の場合の措置）

1. 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社または当社の保管機関に保管替えし、または当社の指定する口座に振替えます。
2. 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取扱います。

第8条（配当等の処理）

1. 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な所有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客様あてに支払うものとします。
 - (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。）の場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。
 - ① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し、お客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投

資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関または投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じお客様あてに支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

- (3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
 - (4) (2)の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
2. お客様は、前項(1)に定める配当金、(2)①および②に定める売却代金ならびに(3)に定める金銭(以下「配当金等」といいます。)の支払については、当社の定める方法により当社に指示するものとします。
 3. 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います。(円位未満の端数が生じたときは切り捨てます。)
 4. 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項(1)に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により、外貨の国内への送金が不可能または困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
 5. 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を支払った場合の当該費用はお客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
 6. 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関および決済会社が行います。
 7. 決済会社は、第1項および第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保することまたは外貨により行うことができるものとします。この場合において留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないもの

とします。

第9条（新株予約権等その他の権利の処理）

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。

① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。

② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

(2) 株式分割、無償交付、減資または合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様に支払うものとします。ただ

し、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) (1)①、(2)および(3)により売却処分した代金については、前条第1項(2)①ならびに同条第2項ないし第5項および第7項の規定に準じて処理します。
- (6) (1)の払込代金および(3)の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第10条（払込代金等の未払い時の措置）

お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うためまたは株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金または源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第11条（議決権の行使）

1. 寄託証券等（外国株預託証券を除きます。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会ならびに外国投資証券等に係る投資主総会および投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。お客様が指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
2. 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権を行使できない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
4. 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合またはお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第12条（外国株預託証券に係る議決権の行使）

1. 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。お客様が指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使

しません。

2. 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権を行使できない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
4. 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合またはお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第13条（株主総会の書類等の送付等）

1. 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）または外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主または投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利または利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届け出た住所あてに送付します。
2. 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

第14条（売買注文の執行地および執行方法の指示）

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第15条（注文の執行および処理）

お客様の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところにより行います。

- (1) 外国取引ならびに募集および売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、時差等により注文発注日時と約定日時がずれることがあります。
- (2) お客様は、当社が定めた時間内に注文するものとします。
- (3) お客様の国内店頭取引の注文については、当社が応じ得る範囲で行

います。

(4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに取引報告書等を送付します。

第16条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。

(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第17条（外国証券の保管、権利および名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

(1) 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。

(2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。

(3) お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載または記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

(4) 前号の規定は、みなし外国証券において準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは、「みなし外国証券に係る数量が、当社の保管機関における当社の口座に記載または記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは、「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

(5) (3)の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券または証書について、権利を取得するものとします。

(6) お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載または記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

(7) お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。

(8) お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求できないものとします。

(9) お客様は、前号の保管替えおよび返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

- (10) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取扱います。

第18条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

第19条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利金および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払うものとしします。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。
ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前各号の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。
- (6) 当社は、株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客様の指示に従います。お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。
- (7) (1)に定める果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続については、当社がお客様に代わってこれを行うことがあります。

第20条（諸通知）

1. 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。
 - (1) 募集株式の発行、株式分割または併合など、株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利金、収益分配金および償還金などの通知
 - (3) 合併その他の重要な株主総会議案に関する通知
2. 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、特に当該書類内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様が希望した場合を除き当社は送付しません。

第21条（発行者からの諸通知等）

1. 発行者から交付される通知書および資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CDおよび海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。
2. 前項ただし書の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第22条（諸料金等）

1. 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。
 - (1) 外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の外国取引については、お客様は、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を、第16条(2)に定める受渡期日までに、当社に支払うものとします。
 - (2) 外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の国内店頭取引については、お客様は、国内の公租公課その他の賦課金を第16条(2)に定める受渡期日までに、当社に支払うものとします。
 - (3) 外国投資信託証券の外国取引については、お客様は当該証券について定められた手数料および取引を取次ぐ国等における公租公課その他の賦課金を、第16条(2)に定める受渡期日までに、当社に支払うものとします。
 - (4) 外国投資信託証券の国内店頭取引については、お客様は当該証券について定められた手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金を、第16条(2)に定める受渡期日までに、当社に支払うものとします。
 - (5) 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募に係る取得の申込みについては、お客様はファンド所定の手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を、目論見書に記載された期日までに当社に支払うものとします。
2. お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

第23条（外貨の受払い等）

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振

替の方法により行います。

第24条（金銭の授受）

1. 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めのない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。
2. 前項の換算日は、売買代金については第16条(1)における約定日とし、第19条(1)ないし(5)に定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4章 その他の通則

第25条（取引残高報告書の交付）

当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券について、岩井コスモの総合取引約款第1章第21条に規定する取引残高報告書を、お客様に交付するものとします。

第26条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。

第27条（届出事項）

お客様は、住所または所在地、氏名または名称、共通番号、印鑑および内部者への該当等を当社が定める方法により当社に届け出るものとします。

第28条（届出事項の変更届出）

お客様は、前条の届出事項に変更のあったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

第29条（届出がない場合等の免責）

前2条の規定による届出がないか、または届出が遅滞したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第30条（通知の効力）

お客様の届出住所にあて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

第31条（口座管理料）

お客様は、本約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社にお支払いいただくことがあります。

第32条（契約の解除）

1. お客様と当社との契約は、以下のいずれかの事由に該当したときに解約されるものとします。
 - (1) お客様が当社所定の方法により解約を申し出たとき
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき
 - (3) お客様の契約申込みの内容に虚偽があったとき、その他お客様の法令諸規則違反により当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (4) お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると判明し、または社会的公益に反する行為をなす者等これに準ずる者と判明し、当社が解約を申し出たとき
 - (5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (7) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、または虚偽の風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合に、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し解約を申し出たとき
 - (9) 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
 - (10) 外国証券等の残高がないまま当社が定める一定期間を経過し、当社が解約すべきと判断したとき
 - (11) 法令に基づく本人確認ができないとき
 - (12) お客様と当社との間で信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、当社が解約すべきと判断したとき
2. 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券および金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第33条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外貨為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または保管の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第34条（合意管轄）

お客様と当社との間の本約款の取引に関する訴訟については、当社本店

または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第35条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第36条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

第37条（第三者への情報提供に関する同意）

お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴、その他当該場合に応じて必要なものに限り、）が提供されることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利金および収益分配金等の果実に対し、我が国以外において課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該証券の保管機関、またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
- (2) 外国預託証券によってその権利を表示される証券（以下「原証券」といいます。）に係る配当金、利子および収益分配金等の果実に対し、本邦以外の国等において課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該証券の保管機関、当該外国預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
- (3) 外国証券または原証券の発行者が有価証券報告書その他の国内または我が国以外の法令または金融商品取引所の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行ううえで、必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者もしくは保管機関、または当該原証券の発行者もしくは保管機関
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品取引市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合
当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関

以上

2021年5月

特定口座に係る上場株式等保管委託 および上場株式等信用取引等約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

1. 本約款は、お客様が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために岩井コスモ証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設する特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件および同条第2項に規定する特定口座において処理した金商法第156条の24第1項の規定による信用取引（以下、「信用取引」といいます。）による上場株式等の譲渡または当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合または当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限ります。）について租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定される要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、本約款に定めがある場合を除き、「岩井コスモの総合取引約款」等他の約款および諸法令の定めるところによるものとします。

第2章 特定口座に係る上場株式等保管委託 および上場株式等信用取引等

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

1. お客様が当社に特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が個人番号を有しない場合または同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。
2. お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡ならびに特定口座において処理される上場株式等の信用取引および発行日決済取引（以下「信用取引等」といいます。）に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出するものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡、特定口座において処理される信用取引等に係る差金決済については、お客様が

ら源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時または当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

3. お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡および信用取引等に係る差金決済による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできないものとします。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

1. 上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。
2. 信用取引等による上場株式等の譲渡または当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定信用取引等勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第4条（所得金額等の計算）

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算を、所得税法その他の関係法令等の規定に基づいて行うものとします。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

1. 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。ただし、これらの上場株式等でも都合によりお取扱いしないことができます。
 - (1) 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎおよび代理を含みます。）により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
 - (2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部について、お客様が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受入れる上場株式等
 - (3) 当社が行う上場株式等の募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）または同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
 - (4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち当該信用取引の

決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

- (5) お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座または特定口座以外の口座（非課税口座および未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引き続き保管の委託等がされているものであって、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- (6) お客様が贈与、相続または遺贈により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされているものであって、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- (7) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (8) お客様が当社に開設している口座（非課税口座および未成年者口座を除きます。）に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当て、同法第277条に規定する新株予約権無償割当てまたは投資信託および投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (9) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式（出資を含みます。第13号を除き、以下この条において同じ。）または合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式または合併親法人株式および当該法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされるものならびに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式または合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (10) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づ

く対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。)に限ります。)により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

- (11) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数または総額のうちに占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数または金額の割合に応じて交付されるものに限ります。)により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - (12) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数または総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数または金額の割合に応じて交付されるものに限ります。)により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - (13) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式もしくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式または同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - (14) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - (15) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利もしくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権もしくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第84条第2項第1号から第4号までにかかる権利の行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
 - (16) 前各号のほか、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定める上場株式等
2. 当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては、特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理

します。

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他関係法令に定める方法のいずれかにより行います。

第7条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座からの上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった上場株式等の関係法令に定めるところにより計算した金額、取得日および当該取得日に係る数等を、書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第8条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条第1項(2)に規定するお客様の特定口座への移管は、関係法令の定めるところにより行います。

第9条（贈与・相続または遺贈等による特定口座への受入れ）

当社は、第5条第1項(5)、(6)または(6)に規定する上場株式等の移管による受入れは、関係法令に定めるところにより行います。

第10条（年間取引報告書等の送付）

1. 当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、関係法令に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに交付します。
2. 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社はお客様に対して、特定口座年間取引報告書をその解約日の属する月の翌月末日までに交付します。
3. 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出します。
4. 当社は、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡等および上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、関係法令に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

第11条（源泉徴収）

1. 当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出を提出したときは、その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。
2. 前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客様の株式累積投資取引に係る共有株式について付与された新株予約権の売却代金その他譲渡後直ちに再投資または銀行振込等にあてられるものについては、その譲渡により生じた利益の課税相当額の再投資または銀行振込等を行わないことがあります。
3. 前項の規定は、外国証券に付与された1株未満の株式、新株予約権の売却処分等に係る所得についても適用します。
4. 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第3章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任

第12条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

1. 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（関係法令に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、）のみを受入れます。ただし、これらの上場株式等の配当金でも都合によりお取扱いしないことができます。
 - (1) 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (2) 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (3) 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (4) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
2. 当社が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第13条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

1. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、あらかじめ、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。また、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書が提出された年の翌年以降の上場株式等の配当等については、お客様から次項の申出がない限り源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。
2. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、あらかじめ、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

第14条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理します。

第15条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法および関連法令の規定に基づき行います。

第4章 その他の通則

第16条（契約の解除）

次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客様が当社に対して関係法令に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、関係法令に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき
- (3) お客様の相続人から関係法令に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) 「岩井コスモの総合取引約款」の定めるところにより、総合取引契約が解約され、当該取引を行う口座が廃止されたとき

第17条（特定口座を通じた取引）

お客様が特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第18条（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付します。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第19条（合意管轄）

お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第20条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第21条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

以上

2021年5月

特定管理口座約款

第1条（約款の趣旨）

1. 本約款は、お客様が岩井コスモ証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定する特定管理口座（租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座をいいます。以下同じ。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、本約款に定めがある場合を除き、「岩井コスモの総合取引約款」等他の約款および諸法令の定めるところによります。

第2条（特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むにあたっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出するものとします。

第3条（特定管理口座における保管の委託等）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当社が定めるところによる他、特に申し出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条（譲渡の方法）

1. 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡の方法は、当社への売委託による方法または当社に対してする方法とします。
2. お客様は、当社の承諾がない限り前項の譲渡を行えないものとします。
3. 前項の規定に当社が承諾しない場合、お客様が当該株式を他の方法で譲渡される時は、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すこととします。

第5条（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡または払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第6条（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付します。

第7条（契約の解除）

1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客様が当社に対して関係法令に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
 - (2) お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - (3) お客様の相続人から関係法令に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - (4) 「岩井コスモの総合取引約款」の定めるところにより、総合取引契約が解約され、当該取引を行う口座が廃止されたとき
2. 前項の規定にかかわらず、前項(1)の事由が生じた場合、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出しまたは価値喪失があったときに、当社は当該特定管理口座を廃止します。

第8条（合意管轄）

お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第10条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

以 上

2020年5月